

1 事業名

所沢市土砂のたい積の規制に関する条例の一部改正

2 事業の概要

刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されることから、罰則に関する規定について改めるとともに、「たい積」の語を「堆積」に改めるため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

刑法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第30号 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

(2) 略

(市の責務)

第3条 市は、無秩序な土砂の堆積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。

(土砂の堆積を行う者の責務)

第4条 土砂の堆積を行う者は、その堆積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂の堆積を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない。

(土砂の堆積の許可)

第5条 土砂の堆積を行おうとする者は、土砂の堆積に係る土地の区域ごとに土砂の堆積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

(1) 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満又は3,000平方メートル以上の土砂の堆積

所沢市土砂のたい積の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂のたい積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂のたい積 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

(2) 略

(市の責務)

第3条 市は、無秩序な土砂のたい積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂のたい積を監視する体制の整備に努めるものとする。

(土砂のたい積を行う者の責務)

第4条 土砂のたい積を行う者は、そのたい積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂のたい積を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない。

(土砂のたい積の許可)

第5条 土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂のたい積については、この限りでない。

(1) 土砂のたい積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満又は3,000平方メートル以上の土砂のたい積

- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
 - (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
 - (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂の堆積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
 - (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
 - (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
 - (7) その他無秩序な土砂の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積
- 2 前項の土砂の堆積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 略
 - (2) 土砂の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
 - (3) 土砂の堆積の目的
 - (4) 土砂の堆積に係る工事の元請負人（計画を定める者から直接工事を請け負った者をいう。）
 - (5) 最大堆積時において土砂の堆積に用いる土砂の数量
 - (6) 最大堆積時における土地の形状
 - (7) 土砂の堆積の完了時における土地の形状
 - (8)～(10) 略
 - (11) 土砂の堆積を行う期間
 - (12) 略
- 3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- （住民への周知）
- 第6条 前条第1項の規定による許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係る土砂の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めるものとする。

- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
 - (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
 - (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂のたい積
 - (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積
 - (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積
 - (7) その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂のたい積
- 2 前項の土砂のたい積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 略
 - (2) 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積
 - (3) 土砂のたい積の目的
 - (4) 土砂のたい積に係る工事の元請負人（計画を定める者から直接工事を請け負った者をいう。）
 - (5) 最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量
 - (6) 最大たい積時における土地の形状
 - (7) 土砂のたい積の完了時における土地の形状
 - (8)～(10) 略
 - (11) 土砂のたい積を行う期間
 - (12) 略
- 3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- （住民への周知）
- 第6条 前条第1項の規定による許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めるものとする。

(許可の基準等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂の堆積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂の高さ及びのり面の勾配

(2)・(3) 略

2 市長は、第5条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

(1) 土砂の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

(2) 土砂の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

3 市長は、第5条第1項の規定による許可には、夜間における土砂の堆積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

(許可の取消し)

第10条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第5条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂の堆積に着手しなかったとき。

(3) 第5条第1項の許可に係る土砂の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂の堆積を行っていないとき。

(4) 第7条第1項の基準に適合しない土砂の堆積を行ったとき。

(5) 略

(6) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けないで土砂の堆積を行ったとき。

(7) 略

(許可の基準等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配

(2)・(3) 略

2 市長は、第5条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

3 市長は、第5条第1項の規定による許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

(許可の取消し)

第10条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第5条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。

(3) 第5条第1項の許可に係る土砂のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。

(4) 第7条第1項の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。

(5) 略

(6) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けないで土砂のたい積を行ったとき。

(7) 略

(土壌基準の遵守)

第11条 許可事業者は、土砂の堆積を行うときは、堆積する土砂の有害物質による汚染の状態について、規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂の堆積の場所、方法等からみて当該土砂が有害物質による人の健康に係る被害を生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

(標識の掲示)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積を行っている間、当該土砂の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第13条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 土砂の堆積に係る土地の区域の所在及び面積

(4) 略

2 略

(堆積に係る土地の汚染調査)

第16条 許可事業者は、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行

(土壌基準の遵守)

第11条 許可事業者は、土砂のたい積を行うときは、たい積する土砂の有害物質による汚染の状態について、規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂のたい積の場所、方法等からみて当該土砂が有害物質による人の健康に係る被害を生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

(標識の掲示)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積を行っている間、当該土砂のたい積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第13条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂のたい積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂のたい積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積

(4) 略

2 略

(たい積に係る土地の汚染調査)

第16条 許可事業者は、当該土砂のたい積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行

い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、第11条ただし書の確認を受けたときは、この限りでない。

(完了等の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該土砂の堆積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第18条 市長は、許可事業者が当該許可（第8条第1項の許可を受けた者に対しては、その許可）を受けた土砂の堆積に関する計画に従って土砂の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して土砂の堆積を行った者（当該土砂の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂の堆積の中止を命じ、又は、期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認める場合（第11条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第11条ただし書の確認を受けた許可事業者が、その後の事情により、当該確認に係る土砂の堆積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第19条 市長は、土砂の堆積が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事

い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、第11条ただし書の確認を受けたときは、この限りでない。

(完了等の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該土砂のたい積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第18条 市長は、許可事業者が当該許可（第8条第1項の許可を受けた者に対しては、その許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者（当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は、期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認める場合（第11条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第11条ただし書の確認を受けた許可事業者が、その後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第19条 市長は、土砂のたい積が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害す

態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 略

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂の堆積を行う者又は土砂の堆積に係る土地の所有者若しくは占有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂の堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土砂の堆積の場所の土砂を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 略

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して土砂の堆積を行った者

(2) 略

第24条 第18条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂の堆積を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間（その期間内に第5条第1項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず引き続き当該土砂の堆積を行うことができる。

る事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 略

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂のたい積を行う者又は土砂のたい積に係る土地の所有者若しくは占有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂のたい積を行う者の事務所、事業所又は土砂のたい積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土砂のたい積の場所の土砂を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 略

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者

(2) 略

第24条 第18条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂のたい積を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間（その期間内に第5条第1項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず引き続き当該土砂のたい積を行うことができる。